

ご申請者様 各位

令和7年3月17日
ハウスプラス中国住宅保証株式会社
代表取締役社長 相本 栄治

確認済証等の押印廃止について

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、弊社は令和7年4月1日から施行される国土交通省令第111号を受け、弊社において交付される様式について、原則として押印を廃止いたします。

運用の開始は、令和7年4月1日以降に受付をさせていただいたご申請分からとなります。

書式の一覧については、「(別紙1) 押印を不要とする改正を行う様式の一覧」にてご確認下さいますようお願い申し上げます。

なお、弊社においては確認済証等の電子交付は、当面の間、行う予定はございませんので、ご承知おき下さいますよう、併せましてどうぞよろしくお願い申し上げます。